



報道発表資料

報道関係者各位

令和4年11月25日（金）

【照会先】

山形労働局労働基準部賃金室

賃金室長 高橋 利明

賃金係長 牧野 朋子

電話 023 - 624 - 8224

山形県特定（産業別）最低賃金を引上げ

—本年12月25日から効力発生—

山形労働局長（局長：小森^{こもり} 則行^{のりゆき}）は、地域別最低賃金（854円）を上回る額で設定される4つの山形県特定（産業別）最低賃金の改正について、10月26日山形地方最低賃金審議会（会長：村山^{むらやま} 永^{ひさし}）の答申を受けて改正に伴う諸手続を行い、本日11月25日付けの官報に公示しました。

これにより、本年12月25日から、山形県内の4つの産業で事業を営む使用者（約1,500事業場）及びその産業の労働者（約27,300人）に、改正後の山形県特定（産業別）最低賃金が適用されます。（改正金額は、別添を参照）

別添 「特定（産業別）最低賃金」